

第23表 矢吹町酪農家数・飼育頭数・一戸当り平均頭数

年度	酪農家数	飼育頭数	一戸当り平均頭数
昭和三五年	四三戸	四八頭	一・二頭
三五年	三六	二九	一・三
四〇年	三〇	二八	一・八
四五年	二九	二七	二・六
五〇年	二二	四七	四・二

(農業センサス)

(藤田 正雄)

い。四十年代に入ると酪農家の生産性が問題となり、多頭飼育の傾向がでてくる。各酪農家は加盟組合の取引乳業メーカーに牛乳を販売するが、飼料・生産乳とも大手メーカーの系列化におかれ採算価格の面で問題が多く、その上乳製品の輸入などによるしわ寄せも受けることになり経営上の困難も多い。

第二章 ゆたかな町づくりへの出発

一 町村合併

(一) 町村合併の促進

町村合併促進法の制定

昭和二十八年（一九五三）九月一日、法律第二百五十八号によって町村合併促進法が公布され、同月一日に施行された。この町村合併は、明治二十一年（一八八八）六月の市制町村制施行に先立って政府が内務大臣訓令によって、従来の町村を一挙に五分の一に統合した合併以来の大規模なもので、

地方行政の上で画期的なものであった。

明治の大合併は、近代的な行政制度確立の一環としておこなわれたもので、いわば地方自治制の出発点における合併であった。その後、大正十二年（一九二三）郡制が廃止されて、町村の補完的機能としての郡が必要でなくなるほどに町村が充実されてきた。しかし一方町村の規模の拡大が、自治能力を強化するために問題となってくる。昭和十五年（一九四〇）から十六年に紀元二千六百年記念事業として一部に町村合併がおこなわれている。

戦後の町村合併計画は、一応整備された町村の自治を確立するための再編成であり、行政的機能を能率的に合理化しようとするところにその目的をもっている。『町村合併の記録』（福島県）は町村合併促進法制定の経過をおおむね次のように述べている。

戦後の地方財政は、地方行政全般にわたる民主化にともない、極度の負担にあえぎ、その改革がさげばれてきた。昭和二十四年（一九四九）、わが国税財政の根本的解決を企図して来日したシャウプ使節団は、地方税財政制度改革とともに行政事務の再配分を提案した。

その要点は、(一)行政責任明確化の原則、(二)能率の原則、(三)市町村優先の原則でこれを契機として、全国知事会、同市長会、同町村長会、同町村議会議長会等の六団体を中心とする新地方自治確立運動が全国的に展開される、一方政府は昭和二十四年十二月二十四日総理府に「地方行政調査委員会」を設置した。この委員会が一年後の二十五年十二月、「行政事務再配分に関する勧告」を出し、人口七、〇〇〇〇八、〇〇〇を標準として合併すべきことを示唆した。これがその後の合併の最低人口数となる。

昭和二十六年政令諮問委員会が設置され、翌二十七年十二月に地方制度調査会が設置されて、町村合併に関する特別法の制定にのりだし、地方行政調査委員会議の勧告以来二年後に、三カ年の時限立法として町村合併促進法が成立した。

政府は、二十八年九月十一日「町村合併促進に関する件」を閣議決定し、同日内閣総理大臣（吉田茂）・自治庁長官が談話を発表して合併推進についての決意のほどを示した。

内閣総理大臣の談話は、要点次のようなものであった。「町村の規模を拡大してその適正化を図ることは、地方自治を

強化するためにも、現在の複雑な内政の処理を簡素合理化するためにも、極めて重要なことである」「全国的に町村合併が進められるならば、単に弱小町村が解消されるのみでなく、行政制度全般の合理化の基礎が固められ、行政効率の向上に寄与することがすこぶる大きいものと確信する。」「現在の町村を今後三年間に約三分の一とする目的の下に挙げて町村合併の促進に努力したい所存である。」

政府は、町村合併推進本部を設置し、町村合併促進基本計画を十月三十日閣議決定し、昭和三十一年九月末までに、次の町村を対象として町村合併を促進させることきめた。

町村合併促進基本計画（昭和二十八年一月二四日町村合併推進本部決定）
（昭和二十八年一月三〇日閣議決定）

町村合併促進法の施行に伴う九月十一日の町村合併に関する件閣議決定の方針に則り、昭和三十一年九月末日まで（町村合併促進法の有効率間中）に、小規模町村（人口八千未満）を合併し、町村数を約三分の一に減少することを目途として、おおむね左の要領により町村合併を促進するものとする。

記

一、人口八千未満の町村八、二四五（昭和二十八年九月一日現在）の九五％七、八三二を次のように合併して解消するものとする。と。

1 七、八三二町村中一、五〇〇町村は、市又は人口八千以上の町村に合併して解消すること。

2 七、八三二町村中残りの六、三三二町村は、平均四ヶ町村ごとに合併して、一、五八三町村とすること。
これにより差引き四、七四九町村が減少すること。

3 1及び2により減少する町村の合計数は、六、二四九、合併計画完了後の町村数は三、三七三となること。

二、昭和三十年四月に、大多数の町村では議員及び長の選挙が行われるので、それまでに目標の八〇％を達成することを目途として
の次表により合併を行うものとする。

三、二の目標を達成するために、

1 各都道府県においては、おおむね本年中に管下町村の実態調査を終了するものとする。

2 各都道府県においては、十一月一日までに、町村合併促進審議会を設置し、昭和二十九年三月末日までに各都道府県別町村合併計画を作成するものとする。

年度別区分	合併進捗率	減少町村数	一府県減少町村数	市、大町村の合併町村数	一府県平均	町村相互の合併町村数	一府県平均	備考
昭和三八年度	一五・〇%	九七	約 三	三五	約 五	七三	約 一六	
昭和三九年度	六五	四〇三	約 八	九七	約 三	三〇七	約 七	
昭和四〇年度	一〇	六五	約 一四	一五	約 三	四七五	約 二	
昭和四一年度	一〇	三五	約 一四	一五	約 三	四七五	約 二	
昭和四二年度	一〇	三五	約 一四	一五	約 三	四七五	約 二	
昭和四三年度	一〇	三五	約 一四	一五	約 三	四七五	約 二	
昭和四四年度	一〇	三五	約 一四	一五	約 三	四七五	約 二	
昭和四五年(九月末日まで)	一〇	三五	約 一四	一五	約 三	四七五	約 二	
計	一〇〇	六二九	約 一七	一、五〇〇	約 三	四、七五九	約 一〇五	

四、政府、都道府県、市町村及び関係機関等は、昭和二十八年度中は、町村合併に関する啓発宣伝その他合併の準備に力を注ぎ、昭和二十九年度中に本格的な合併を実施するものとする。

町村合併基本方針

全国的に小規模町村の合併を計画的合理的に行い、もって町村の能力を充実し、その運営を合理的能率的ならしめて、地方自治の基盤を強化し、今後の自治経営に全きを期するとともに、国及び地方を通ずる行政を合理化する基礎を固めるものとする。

町村の合併は、単に目前の利害や従来の感情、ゆきがり等にとらわれることなく、交通、経済、文化の発達、行政の進展等に応じて、真に住民の福祉を恒久的に向上することを期するものとし、次の各項の要領でこれを行うものとする。

(一) 法第三条の規定によれば、町村の標準人口は八千人以上とされているが、行政効率をなるべく向上發揮する見地から、具体的実情に応じてできるだけ規模を大きくするように適切な計画を作成するものとする。

町村の人口が八千人を上廻っている場合においても、他の弱小町村を解消し、その行政能力の一層の充実発展を図る為に適当と認められるときは、その合併を促進すること。

(二) 町村の合併は単に個々の町村の個別的な利害を考えるのみではなく、全町村について広く国及び都道府県全体の立場から考慮し、全般的に均衡のとれた町村の規模の適正化を図るべきであって、いやしくも一、二の弱小町村が取り残される等自治行政の将来に禍根を残すことがないように留意すること。

(三) 町村の合併は、専ら関係住民の福祉と町村の規模の適正化とを基礎として、具体的実情に応じて行うべきもので、郡の境界に拘泥しないように配慮すること。

なお、都道府県の境界にわたって町村の合併又は境界変更を行うことが適当と認められる場合においても、同様に大局的見地か

らその解決を図ること。

(四) 今回の町村合併の促進は、すべての町村にわたって、町村間の合併によりその規模を適正化し、その能力の増強を図ることを目的とするものであるが、弱小町村を解消するために市に編入することが適当であると認められる場合には、町村と市との合併を考慮すること。

(五) 町村の合併計画は、概ね、次に掲げる事情を考慮して作成すること。

- 1 関係町村間に、地勢、交通、通信、産業等の相互関係が深く、自然及び経済的基盤の一体性が認められること。
- 2 関係町村間において、各町村の住民の人情、風俗、習慣等が類似し、又は特に著しい相違がなく、将来一の共同体として自治意識を醸成することができるものであること。
- 3 地方の総合開発計画、都市計画等を十分に勘考し、その方針に照応して町村の合併計画を定めること。
- 4 全部事務組合又は役場事務組合を組織している町村間にあつては、その組織町村の合併を図ること。
- 5 小中学校、病院、漁港、警察、国民健康保険、水道その他の公営企業等について一部事務組合を組織している町村間にあつては、特別の事情のない限りその組織町村のすべての合併を図ること。
- 6 地方自治法に定める協議会を設置し或いは、機関の共同設置を行っている町村間にあつては、できる限り関係町村の合併を図ること。

7 児童の義務教育その他の事務の委託関係にある町村にあつては、特別の事情のない限りその合併又は境界変更を図ること。

8 水道、バス事業、病院、墓地、火葬場等のいわゆる営造物の区域外設置の關係にある町村間にあつては、特別の事情のない限りその合併を図ること。

9 町村の行財政に重大な影響を及ぼす発電所、工場等の施設が数町村の区域にわたっている場合は、これらの関係町村の合併を図ること。

10 町村の区域についていわゆる飛地又はこれに準ずるような地域があるときは、関係町村の合併又は境界変更によりその解消を図ること。

(六) 合併後の新町村名については、なるべくわかり易く読みちがいの起らないように留意すること。なお、旧町村名はなるべく町名又は大字名として残すこと。

(七) 町村合併に際しては、関係町村は未収の債権を徴収し、未払の債務を弁償する等新町村に引き継ぐべき事務を誠実に処理し、新町村の発足に支障のないようにすること。

なお、町村合併を見越して不相応な事業を計画実施し、債務を残すようなことは、厳に慎しむべきこと。

(八) 関係町村は、その財産、營造物等をすべて新町村に引き継いで新町村の維持発展を図るものとし、いやくも町村合併の際これを処分することのないようにすること。

なお、特別の事情があつてこれらを新町村に引き継ぐことが適当でないと認められるときは、特に旧町村の区域をもつて財産区を設けること。

(四) 関係町村の区域内の公共的団体は努めて統合するものとし、新町村の一体性をすみやかに確立するものとする。

農業協同組合については、同組合が農村経済の機関としての機能を充分に果しうよう可能な限り、合併を行うものとし、合併不可能の場合においては、連絡組織を結成すること。

町村が市に編入される場合においても、右に準ずるものとする。

(五) 市街地と農村地帯とが合併するような場合においては、そのために農業の振興発達が阻害されることのないよう適切な配慮を加えるものとする。

『町村合併の記録』

このような基本方針によつて、都道府県に対して昭和二十八年十一月一日までに町村合併促進審議会を設置し、同年十二月末までに管下町村の実態調査を終了させ、二十九年三月末までには各県別町村合併計画を作成することが指示された。さらに政府・都道府県・市町村および関係諸機関は、昭和二十八年度中にあらゆる機会をとらえて町村合併に関する啓蒙宣伝をおこない、昭和二十九年度中には、合併を実施することが決定された。

合併促進協議会 福島県は、国の決定に従つて、昭和二十八年十月十四日、福島県条例第三八号をもつて、福島県町村合併促進審議会を発足させ、福島県の町村合併の全体計画を策定して合併を推進することとした。この全体計画についての基本方針を次のように定めた。

(一) 自治的一体性の具備

町村形態の様相に促われず、合併後の地理・交通の一体化を図ること

(二) 生活圏の確立

行政区域と一体性の一致による地方自治の確立を最大の目的とし、町村面積の広狭にこだわらないこと。

(三) 町村行財政の自立性の樹立

町村行財政規模適正の線に新市町村の目標を設定し、人口八、〇〇〇未満の町村の解消を期すこと(『福島県市町村沿革』)。
その後検討が加えられ、昭和二十九年十二月県の合併計画が策定された。

(二) 町村合併の経過

矢吹地方の合併

政府や県の強力な指導で各町村に合併促進協議会が設置された。昭和二十八年十月旧矢吹町会では、矢吹方部町村合併促進協議会を設置することを議決し、同協議会規約を決定した(『矢吹町史』4巻、資料編Ⅲ6「七六」)。

三神村・中畑村なども同様の組織を同時期に設置した。

矢吹町を含む合併計画は、昭和二十九年三月、地方別自治確立推進審議会がまとめた「町村合併全体計画」の中に、西白河郡内を四町村に合併するとして、中畑村・三神村・矢吹町・信夫村・大屋村をまとめる計画がでる。同年七月「町村合併宣伝啓発特定地区」を県は指定し、県内一四カ所の一つとして一町四カ村をえらんでいる。その選定理由として「当該地区の合併は、西白河地方事務所管内の地理的・経済的一中心圏を構成するものであり、亘つその合併が相当に困難である現況に鑑み選定する」とあるから合併には相当の障害が予想されたものとみられる。

実際に、二十九年三月二日の矢吹町の第三回矢吹方部合併促進協議会の中で関係町村に第一回の申入れをおこなった結果の報告をしているが、具体的報告がないままに、その頃、問題となっていた県立白河農業高等学校矢吹分校振興協議会を開催して、その際に関係村長・議長に運動することをきめている。

五月二十三日に矢吹小学校作法室に一町四カ村の議員八二名、町村長・助役・収入役・庶務主任など二〇名、郡選出県会議員二名、その他県庁地方課、町村会、町村議長会などを招集して議員協議会を開催しそのムードを盛り上げようとはかっている。これらの経過をへて七月に「西白河北部一町四カ村村政研究会」が発足し、また関係町村の合併推進協議会が「矢吹方部関係町村合併連絡協議会」を設置した。

矢吹町は合併の中核になるべく関保町村と接渉してきたが、七月十日協議会委員を増員し、各村別担当委員を決定した。そのメンバーは次のとおりである。

町長	会長	三神村担当	三神村担当	星	円谷政治	藤田政雄	円谷昌幸	安藤悌蔵	星直右門	野崎朝一	渡辺正蔵	曲山昇	星正一	小針末治
議員	議員			学識経験者	民生委代表	議員						学識経験者		

				●◎			●				●◎	●	信夫村担当			
//	//	//	//	//	//	大屋村担当	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//
熊田俊一	関根正二	酒井占雄	佐久間佐一郎	佐藤重治	富永栄太郎	酒井竜次	佐藤卯平	大木宏男	藤田勝次	栗林俊雄	笹川正夫	星野義雄	仲西わか	黒川よしひ	渡辺綱重	
商工振興会	消防団長	共済理事長	学識経験者	"	"	議 員	公民館長 教育長	木曜会長	"	学識経験者	"	議員	婦人会長	あさみ会長	身体障害者代表	

大屋村担当

長尾俊雄

経済振興会

●鏡石村担当

山口源治

議員

●

大沼力雄

〃

遠藤勇

〃

石川伝次郎

〃

佐久間俊一

〃

近藤正三

議員
農協組合長

会田宗太郎

学識経験者

◎鏡石村担当

仲西勝

遺族会長

熊田留吉

助役

安藤国吉

青年会長

室井秀雄

町選管長

藤田吉郎

農委員

野木茂

農委員

石井兵庫

議員

以上四八名

◎担当村班長

●常任委員

各担当者は、各村の部落ごとに懇談会を開き、矢吹町との合併を働きかけ、十月一日を新町村建設発足目標日として運動を強化したが確定するまでにはいたらず、十月を迎えてしまう。とくに矢吹町は独自に鏡石村に働きかけして、一町五カ村の合併を構想していたことに注目したい。

中畑村のうごき

中畑村では、村長・議員・区長をもって中畑村町村合併促進協議会を組織し、近隣町村と接渉に当たった。メンバーは次のとおりである。

村長

後藤 胖

議員

水戸勘衛

副議長

水野谷富江

議員

蛭田平十

〃

高久友藏

〃

高久勇次郎

議員

岡崎徳重郎

〃

井戸沼市三

〃

円谷多市郎

〃

薄葉喜與

〃

佐藤吉之助

議 員

佐藤 常三郎

区 長

蛭田 繁三

〃 関根 由己

〃 大和田 清一

〃 田中 喜造

〃 鈴木 新作

〃 柏村 重五郎

〃 井戸沼 角哉

区 長 関根 平一郎

〃 上田 一

〃 岡崎 喜蔵

〃 鈴木 喜太郎

〃 高久 未次

〃 古川 茂三郎

〃 吉田 喜重郎

〃 根岸 広告

〃 相 楽 一

以上二八名

これらの人々は四班に分れ、三神村・滑津村・吉子川村・矢吹町との合併を構想した、村内に滑津村・吉子川村との合併を希望する人々もあった。しかし矢吹町との合併には積極的な反対はなかったようである。

昭和二十九年九月十三日、中畑村は矢吹町・三神村の合併を前提として合併する基本線を決定し、滑津村・吉子川村との合併はその後の推移をみた上で決める態度を明らかにした。

三 神 村 の 合 併 問 題

三神村では古くから石川郡に属していた部落もあり、阿武隈川の対岸の各村と地縁的つながりがあるため、結論をえるまでには難行した。
三神村町村合併促進協議会のメンバーは、次の人々で構成された。

村 長 渡 辺 欣 吾

議 長 内 藤 武 雄

副 議 長 諸 根 文 次

議 員 堀 井 清 治

議 員 浅 川 龍 作

〃 小 針 三 男

〃 泉 川 勝 男

議 員

飯島藤房

" 松谷 寿

" 坂路 重成

" 鵜飼 一長

" 蛭田 正次

" 吉田 勇寿

" 藤井 隆次

" 円谷 正義

" 円谷 浩一

" 太田 義衛

" 佐久間 佐

" 相葉 金一郎

" 瀬谷 志士

区 長

村社篤彦

" 三瓶 広治

" 丹内 幸治

" 小河 柳治

" 坂路 一男

" 管野 兼次郎

" 小針 喜久雄

" 蛭田 志良

" 鈴木 三太郎

" 小泉 清美

" 円谷 正秋

" 渡辺 角次

以上三二名

各部落で懇談会をくり返し意見の調整をはかったが、三城目部落は石川郡泉村との合併を希望する意見が強く、明新・中野目などの一部には石川郡野木沢村との合併を主張する者があり村内を二分しての対立となった。

矢吹町との合併を促進しようとする人々は、各部落より二名位の世話人を選んで署名運動などの住民運動をおこなった。一町四カ村合併を説得するため信夫村などにもでかけた。県議会にも陳情をおこない三神村大字神田鈴木三太郎外八名が「町村合併について」を二十九年二月二十二日に提出している（『町村合併』の記録）。

また反対派の人々も、泉村・野木沢村と連けいを強め署名運動などおこなっている。三神村の態度決定のあとになったが、同年十二月十七日付で県議会に「三神村愛郷同志代表者」名で九四三名の署名をつけ、「三神村の大屋村・信夫村・

矢吹町・中畑村の一町四村合併に反対する。石川郡泉村、野木沢村との三村合併を要望する。」陳情をした。また十二月二十三日泉村・野木沢村では両村の村長名で、「県の計画、泉村・野木沢村及び須釜村三村合併案に反対する。泉村・野木沢村及び西白河郡三神村三村合併をしたいから計画を変更されたい。」と陳情している（『福島県市町村沿革』）。しかしこれは容れられなかった。

このような状況で、分村も辞さない意見もとびだすなど合併促進協議会は事態の收拾に苦慮した。町村合併促進法による合併終了期限がせまる中で統一見解を出すべく住民投票に踏みきった。そして出された結論に従うことを申し合せた。当時の矢吹タイムス（十月二十日号）は、十月十五日の会議の模様を次のように伝えている。

村当局の提案に異議

村民投票で態度決定

三神村合併協議会ひと波乱

西白河郡三神村の町村合併合同協議会は十月十五日同村中学校に村当局、村議、促進委、各種団体長など約四十名が集まり県より佐藤主事、会田地方事務所長小林総務課長らも出席して町村合併に関する三神村当面の諸問題を協議した。この日渡邊村長は矢吹町、泉村を対象とする三神村の案として十二項目の試案を提出、賛否を求めたが出席者の多数は村当局提出の十二項目、即ち三神村は矢吹町泉村のいずれに合併すべきかの資料として地理的条件税率、該当町村の負債額等の提出条項が泉村に有利に作成されているとの観点から同十二項目の合併案は公正を欠いていると村当局を非難、合併の基礎資料には不穩当との理由で否決された。従って同協議会では同村が矢吹、泉両町村のうちどちらと合併するかについては結論が出ず、村民投票によって最後の結論を出すことになった。

昭和二十九年十一月五日午後一時より住民投票がおこなわれ、即日開票の結果矢吹町との合併が多数となった。それから矢吹町との合併の方向で村内調整に入り、昭和三十年一月二十日午後二時、三神村議会は「矢吹町・中畑村」と「三神村」が合併することを議決した。

一年余にわたって紛糾し論議が続けられた合併問題は、一応終結した。

合併の進展

矢吹町・中畑村・三神村の三町村合併については、一応の進展をみせたが、大屋村・信夫村では、大屋村・信夫村・大里村の三村合併などの構想もでて進展しないままにあった。

鏡石村についても話し合いは進展しなかった。このような推移をみながら、県は再三合併促進強調を傳達し、関係町村長などに地方事務所長を通じて要請してきたが、具体化しなかった。

昭和二十九年十二月、福島県町村合併促進審議会は、ようやく町村合併計画を策定した。その関係部分は次のとおりである。

第24表 県の合併計画案

番号	人	口	面	積
三八	西白河郡矢吹町	七、四八一	一四・四五	
	中畑村	三、六〇九	三、〇〇	
	三神村	三、六〇〇	三・〇七	
	信夫村	三、六四四	三・七五	
	大屋村	三、六二二	三・八三	
	計	二〇、七三三	一七・四〇	

この計画に一部修正意見も付され、38番については、「矢吹町・中畑村・三神村・信夫村及び大屋村の合併計画案については、理想としてはよいが、矢吹町・中畑村及び三神村の一町二村、信夫村及び大屋村の二村の段階合併に進むことも考慮されることを了承の上決定された」とある（『町村記録』）。

これを受けた各町村は、一町四カ村合併をすでに放棄していた。三十年一月十五日の矢吹方部町村合併促進協議会常任委員会は、種々分析の結果として、一町四カ村合併は容易でないとしている。

一月二十日、三神村が正式に合併の態度を決定したので、一町二カ村の協議会は同月二十三日「廃置分合処分申請について」を議決し、同年三月三十一日を目途に新町の準備に入った。一月二十八日各町村から、町村長・助役・収入役・庶務・議長・副議長各一名、議員三名の九名をあて合計二十七名をもって「一町二カ村合併促進協議会」を結成し、合併事務をすすめた。二月十六日新町建設計画を策定（『矢吹町史』4巻資料編Ⅲ6—182）し、知事の意見を求め、同二十四日までにするすべての議決を経て町村合併の実現となった。

合併の協議をすすめる上で問題点となった点は、一、選挙区設定、二、新町建設計画中投資的事業の実施について、三、地方税の課税率、四、特別職の取り扱い、五、一般職員の取扱いであったが、漸定処置を設けるなどして解決している。

柿之内・田
内の編入

広戸村大字柿之内字田内からの矢吹町への合併は、早くから住民の希望であった。昭和二十四年（一九四九）三月に、地理的・経済的理由を具体的にあげ合併を矢吹町に陳情している（『矢吹町史』4巻、資料編Ⅲ6―七五）。

それに対し矢吹町は対策委員会を設置している。しかし具体化はしなかった。その後町村合併が促進されると、広戸村の合併も課題となり、昭和二十九年十二月田内部落・柿之内部落が分村合併を希望し、両部落に矢吹町合併促進委員会を組織し、矢吹町議会に陳情・請願をおこなった（『矢吹町史』資料編4巻、資料編Ⅲ6―七九・八〇）。

柿之内の与論調査の結果を矢吹タイムス十月二十日号は次のように伝えている。

矢吹希望は九十%

柿ノ内で与論調査

牧ノ内方部は僅かに一名

岩瀬郡広戸村柿之内部落では町村合併の輿論調査をこのほど部落長五十嵐武氏宅で投票により調査した結果この日参集した四十名のうち、牧本、大里、湯本との合併を希望したのは一名、鏡石三名、矢吹町は三十六名であった。

その後接渉が続けられ、広戸村議会は三十年一月十三日両部落の分村合併を認めた。三月十三日矢吹町に編入する「境界変更の処分申請」を県知事におこない。三月二十五日広戸村議会は「矢吹町建設計画」を議決、三月三十一日から矢吹町となった。

昭和三十一年八月田内・飯豊・高林・小川・沖内部落が天栄村からの分村矢吹町への合併を署名をそえて請願した（『矢吹町史』4巻、資料編Ⅲ6―九二）。しかし、それは成らなかった。

昭和三十四年に再び高林・沖内から矢吹町への合併措置要求が出され問題が再燃する。議会は特別委員会を設置して対応するが合併は成らなかった（『矢吹町史』4巻資料、資料編Ⅲ6―九三・九四）。

（藤田 正雄）

二 新矢吹町の建設

(一) 新矢吹町の誕生

新矢吹町の発足

昭和三十年三月二十三日福島県告示第三五四号で、広戸村大字柿之内の地域が矢吹町に編入された。ついで告示第三五七号をもって一町二カ村を廃止して矢吹町がおかれる（『矢吹町史』4巻資料。編Ⅲ6―八五・八六）。

昭和三十年三月三十日午前十時三役場で閉庁式を挙行政した。翌三十一日午前八時三十分旧矢吹町役場で開庁式をおこない、職員に新矢吹町職員としての辞令交付をした。ここに新矢吹町は誕生した。

町名は、磐城の矢吹として知られた伝統ある名称で、内外に「矢吹原」「矢吹駅」など知名度が高いことから、異議なく「矢吹町」となった。役場は、新町の中央でないが交通上の中心と諸役所の連絡上適当ということで旧矢吹町役場とし、旧役場にはそれぞれ支所をおくこととした（『矢吹町史』4巻。資料編6―二七）。

新町長の選出がおこなわれるまで、旧三神村長渡辺欣吾が町長職務執行者となり、職員八五名、総務課・財務課・経済



新矢吹町町長 野木忠房

課・厚生課を本庁においた。総務課長には旧矢吹町助役安藤国吉、財務課長旧矢吹町収入役佐久間武、経済課長旧三神村助役泉川規矩造、厚生課長旧中畑村助役関根勇蔵、教育長に旧矢吹町教育長円谷庄助、中畑支所主任出納員に旧中畑村収入役齋藤豊、三神支所主任出納員に三神村収入役吉田明雄をそれぞれ配置して出発の万全を期した。

昭和三十年四月町長選挙で初代町長に野木忠房が選出され、助役に藤井英由、収入役に佐久間武が選任された。

第25表 昭和三十年現状

区別	人口	人口当	戸数	面積
矢吹町	一五、三三八人	三、五八	三、六九	六〇・八
矢吹町	七、五七	三、三	一、四四	一四・八
柿之内・内	九三		一〇五	三・〇
中畑村	三、六九	一、六九	五〇	三・三
三神村	三、四〇	一、七〇	五〇	三・七



合併祝賀式 矢吹中学校体育館

三十年三月三十一日の「矢吹タイムス」は一面全紙をうめて「県南に雄飛する偉容 新矢吹町ここに発足 田園都市建設の礎石成る」と報じ、「実った分村運動、喜びに湧く田内、柿の内」と合併を祝福している。四月三日には、矢吹中学校体育館で祝賀式を挙行し、火花が打ちあげられ、学童による旗行列がおこなわれ、町をあげての祝賀行事が一日中続いた。

議会は一町二カ村の議員が任期満了まで、そのまま継続したため昭和三十年四月から三十一年三月まで総勢五七名の大議員団となり議場がなく矢吹小学校講堂（昭和四十四年焼失）などで議会を開催した。初代議長石井兵庫・副議長水戸勘衛が選出された。

矢吹町の合併時の現況は第25表の通りである。

新町建設計画

矢吹町は合併後の「新矢吹町」建設計画を作成した。これは「町村合併促進法」の規定「町村は、町村合併をしようとする時は、協議により、町村合併に伴う必要は町村の建設に関する計画を定めなければならない」により、作製され昭和二十九年三月一町二カ村の議会の審議を経て策定されたものである。これが現在の矢吹町の建設計画の第一歩であり、その後修正はされながらもその基本になるので、主要なものをあげておく。

一、新町建設の基本方針

新町（以下「矢吹町」という）は旧来の町村を域を脱し行政組織を合理化すると共に事務的行政費の節減を図り、財政能力を充実強化し以って新町の建設事業を強力に推進する。

一町二ヶ村は郡北に位し古くから矢吹町を中心として発展し、又近代行政確立の観点から教育文化の面に於て或は経済的地理的条件、交通条件として県町村道等は概ね放射状の形態を示し人情風俗慣習及び生活状態も結合性を示し発達してきた。今後地方自治の本旨を旨とし、合併に衣り飛躍発展を期し全町民の福祉の向上と地域社会発展に適切なる諸施策の具現に意を注ぎ更に農地の改良事業其の他農業経営全般の振興を図り併せて中小工商业の興隆を来す様不離一体の発展の途を講じ、もって産業の繁栄と、住民の親和と協力によつて合併の実効をより一層光彩あらしめんとするものである。

一、役場の新築

当分の間矢吹町役場は現矢吹町役場の建物をもつて充ててゐるが狭隘であるから急速に矢吹町の中心部の適地に新築する。但し各官衙等の連絡を考慮する。

一、小中学校の校舎増新築

矢吹小学校講堂の改築、三神小学校の改築、三神小学校同中学校兼用講堂の新築（公民館併設）、中畑小学校二階校舎の改築、中畑小学校西側便所の新築及東側便所の改築、現中畑小学校は保健体育研究指定校のため同校々庭にコンクリート広場及び簡易プールを新設する。

矢吹中学校々舎の増築、中畑中学校屋内体操場の新築、中畑中学校一教室の増築

一、高等学校の独立

県立白河農業高等学校矢吹分校は地方産業振興発展のため将来独立校の設置を要望する。

一、大学誘置

福島大学農学部を現在県立矢吹原経営伝習農場附近に誘置につとめる。

一、幼稚園

現矢吹町立幼稚園は現矢吹小学校々舎から将来独立の建物を新築する。

一、社会教育

季節節に行う社会教育学級は地域的に統合してこれを開設する。現在の公民館は統合し現矢吹町公民館を本館とし現中畑村現三神村を夫々分館とする。現中畑村松倉部落公民館の改築に協力する。財政の余裕ができ次第矢吹町に図書館を設置するとともに、現中畑村、三神村方部にも設置し住民の文化向上を図る。

一、診療所の整備

現中畑及び三神直営診療所は町営として維持することとし中畑診療所、三神診療所と称する。なお将来中畑診療所に病棟（三十床）新築、患者輸送車購入、車庫の新築、歯科の新設、医員住宅一戸新築。

一、総合授産場

現在矢吹町にある民生事業福祉協議会竹細工授産場の育成強化を図るとともに補導を兼ねた総合授産場を設置し困窮者の生業を図る。

一、保育所の整備

現在の矢吹町の保育所を整備充実する。なお地域的に季節保育所の開設を図る。

一、厚生施設

現矢吹町における県営住宅の建設の継続実施を要望する。現中畑村における庶民住宅の建築を継続実施し住宅事情の緩和を図る。

現矢吹町三神村地域内にも漸次その建設を図る。現矢吹町母子寮を整備充実する。町営総合グラウンドの新設。現矢吹町通称、あゆりの沼（大池）三十三観世音の地帯及び現中畑村御野立所地帯をそれぞれ公園化につとめる。リクレーションを兼ねた町営憩の家の建設。

一、道路の整備

現 矢吹町地区。

現 中畑村地区。

現 三神村地区。

- (1) 西浦線の新設及び改修
- (2) 旭 町―栄町通線の新設及び改修
- (3) 矢吹駅―東裏線の市員拡張及び改修
- (4) 矢 吹―大久田線の市員拡張及び改修
- (5) 矢 吹―須乗線の改修
- (6) 矢吹駅―旭町線の改修
- (7) 矢 吹―西原線の改修

- (8) 大 畑―矢吹線の砂利敷
- (9) 弥 栄―中島線の改修
- (10) 長 峰―矢吹線の改修
- (11) 中 畑―須賀川線の改修
- (12) 十軒前―諏訪清水線の改修
- (13) 七 軒―中島線の改修
- (14) 弥 栄―松倉線の改修
- (15) 松 倉―中島線砂利敷

- (16) 三城目―西原線改修
- (17) 三城目―須乗線の改修
- (18) 明 新―大畑線の新設
- (19) 中野目―須乗新田線の改修
- (20) 神 田―堤線新設
- (21) 三城目―明神線新設
- (22) 須 乗―学校線新設
- (23) 西 原―学校線改修

一、土木施設

ロードローラと砂利敷専用車の購入。町道の県道編入路線の県移移管、県道の舗装、市員拡張、改修、側溝工事及びバス運行路線の全面的改修。

一、開拓・耕地整理

現在矢吹原開拓事業を推進し早期完成につとめ開拓部落の育成強化を図る。矢吹町にて一括借用し内面水利用権を現町村に確保する。現在施行中の矢吹原土地改良区の開拓事業の一貫として耕地整理農地の交換分合を奨励し農業経営の合理化と生産力の向上を図る。現中畑村上堰の水門の拡大工事を行う。

一、その他の事業

産業開発上農村部における農業経営改善充実促進のため農業電化の普及を図り営農施設を奨励し松房開拓部落の無点灯解消につとめ次の誘致を図る。

産業試験場デントコーン及ナタネの利用の工業化とその試作試験地、小家畜の食用加工所並養鶏研究所、煙草試験所の誘致。町営市乳処理所の建設。

明新、中野目、堤、須乗新田の各部落に電話架設。矢吹―石川線須賀川―棚倉線須賀川―石川線の各バス運行の回数及時刻の改正。

電報電話局の管轄区域を速かに矢吹町区域と合致する様につとめる。

交通網の開発をなし将来は国鉄及交通会社に要望し矢吹町の環状線によるバスの開通を図る。

矢吹駅に急行及準急行停車の実現と現在駅の位置を第一信号所附近に移し東西両側に乗降口を設ける。

町内放送設備の実現を期する。町営公益質屋を経営する。

この計画は県知事に提出され、さらに県知事から内閣総理大臣に提出され、県も国もこの計画を承認したのである。これらの計画を遂行するための財政計画は次の表のとおりである。

第26表 昭和二十九年年度及び五年年度の財政計画

一般会計
歳入

(単位千円)

科 目	昭和元年度	昭和三年度	昭和三年度	昭和三年度	昭和三年度	昭和五年度
一、町 (村) 税	三、五九	三〇、七九	三〇、七九	三〇、七〇	三〇、三〇	三〇、三〇
三、地方交付税	二、五九	一三、五九	一三、五九	一三、五九	一三、五九	一三、五九

歳 出

科 目	昭和元年度	昭和二年度	昭和三年度	昭和三年度	昭和三年度	昭和四年度
一、議 会 費	一、五五五	一、三七五	一、一〇五	一、一〇五	一、一〇五	一、一〇五
二、役 場 費	一三、一一四	二、五五五	八、二六二	八、二四三	七、九一一	七、九一一
三、警察消防費	二、七四四	二、七四四	六、三三三	三、四四四	三、四四四	三、四四四
四、土 木 費	三、三三三	二、七六五	五、一〇五	二〇、八七五	一五、六三三	一〇、八六五

三、公營企業及び財産収入	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二
四、分担金及び負担金						
五、夫役及び現品						
六、使用料及び手数料	一、四〇七	一、四〇七	一、四〇七	一、四〇七	一、四〇七	一、四〇七
七、国庫支出金	四、四六七	一、九六三	一、四、五五三	六、三三七	六、三三七	七、八四七
八、県支出金	二、六七五	三、〇五九	三、七七一	三、〇〇五	三、〇〇五	三、〇〇五
九、寄 附 金	八四六	八、〇六八	六、三三三	一、八八八	二、八八八	二、八八八
一〇、繰 入 金						
一一、繰 越 金	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一、〇〇〇
一二、雑 収 入	九九四	三〇、〇九	一四、六三三	四、三六五	一、七、七六三	六、六〇〇
一三、町（村）債	四、三三三	二、七六五	一〇、一六	二、一六〇	五、七〇	五、六三〇
歳 入 計	五〇、九四	二六、三三〇	八〇、九六	五九、七七一	七二、四九	六三、七〇八

第二章 ゆたかな町づくりへの出発

第27表 事業計画内訳調査表

昭和三十年年度		区分		事業名又は 事業内容	事業費	財源				(単位千円)
科目	補助単 独の別	実施 順序	事業 内容			国補助	県補助	地方債	その他	
役場費	単独	一	役場庁舎建築費	10,000				8,000	2,000	
消防費	〃	二	鉄骨火の見櫓	50						50
土木費	〃	三	西原―矢吹線	1,500				1,000	500	

教育費	八、四六六	三、七六六	三、一〇八	八、四六六	二、〇八六
六、労働施設及び	二、九六一	三、九六一	一一、五一一	七、三三二	四、五九一
七、保健衛生費	八、〇五四	九、一五四	一三、八五四	九、三五四	八、〇五四
八、産業経済費	二、六六六	三、七〇〇	五、〇〇〇	二、六六六	二、六六六
九、財産費	一、四三七	一、四三七	一、四三七	一、四三七	一、四三七
一〇、統計調査費	一八八	一八八	一八八	一八八	一八八
一一、選挙費	二四〇	三三四	二四〇	二四〇	二四〇
一二、公債費	九二〇	一、〇二二	一、四四二	一、二八二	三、八六六
一三、諸支出金	三、五五〇	三、五五〇	三、五五〇	三、五五〇	三、五五〇
一四、予備費	二、九六一	二、九六一	二、九六一	二、九六一	二、九六一
歳出計	五、六五四	一、二、三三〇	一、〇、七六六	五、六五四	六、七六六

土木費	単独	四	三城目一中畑線	二〇〇					三〇〇	一五、四七〇
〃	〃	五	トラック一台	一、〇〇〇					五〇〇	
〃	〃	六	ロードローラー一台	二、〇〇〇					一、四〇〇	
〃	〃	七	弥栄一中島線	四、〇〇〇					一、〇〇〇	一、四〇〇
〃	〃	八	中畑一須賀川線	四〇〇		二四〇				一六〇
〃	〃	九	折橋架替	二四〇		一四四				六六
教育費	〃	一〇	小学校舎改築	一五、〇〇〇		五、〇〇〇			五、〇〇〇	五、〇〇〇
〃	〃	一一	中学校舎増築	八、〇〇〇		二、六六〇			二、六六〇	二、六六〇
〃	〃	一二	小学校便所新築及改築	七〇〇					七〇〇	
〃	〃	一三	コンクリート広場	六〇〇		一一〇			一一〇	一一〇
社会及労働費	〃	一四	公営住宅	二、三、〇〇〇		〇〇七、〇〇〇			〇〇七、〇〇〇	三、〇〇〇
保健衛生費	〃	一五	患者輸送者購入	一、一〇〇		三六六			三六六	三八六
合計	〃			六五、八六〇		一五、一四六		三六四	二七、四六六	〇四、七二〇
昭和三十一年度										
教育費	補助	一	中学校講堂建築費	六、〇〇〇		三、〇〇〇			一、五〇〇	一、四〇〇
〃	〃	二	小学校講堂建築費	六、〇〇〇		三、〇〇〇			一、五〇〇	一、四〇〇
〃	単独	三	小学校二階校舎改修費	五〇〇					五〇〇	
〃	補助	四	中学校特別教室増築	六七三		三六六			三六六	
〃	〃	五	簡易プール	六〇〇		二〇〇			二〇〇	二〇〇

第二章 ゆたかな町づくりへの出発

[illegible]

昭和三十三年度									
土木費	単独								
土	一	矢吹町西裏線改修	1,000						200
木	二	栄町通り線新設改修	3,200			1,400			1,800
費	三	大久田線巾員拡張及改修	2,200			1,100			1,100
	四	旭町線改修	1,000						1,000
	五	堤一神田線改修	200						200
	六	三越目一明新線新設	11,000			1,000			1,000
	七	橋梁架替	300						300
	八	弥栄一松倉線改修	400						400
	九	松倉中ノ橋架替	20						20
	一〇	松倉十日森橋架替	20						20
合計	補助								
社会労働費	一五	公益質屋設置費	1,200	1,200	0	1,200	0	0	1,200
教育費	一四	松倉公民館改築費	2,000	2,000	0	2,000	0	0	2,000
役場費	一三	幼稚園建設費	2,500	2,500	0	2,500	0	0	2,500
	二	役場井戸改築費	600	600	0	600	0	0	600
	一	市乳処理場建築費	1,000	1,000	0	1,000	0	0	1,000
保険衛生費	二〇	診療所住宅新築費	300	300	100	200	100	100	100
消防費	九	ガソリンポンプ一台	400	400	0	400	0	0	400

第二章 ゆたかな町づくりへの出発

これらの内容を見ると三十年から五年間に、かねてからの懸案事項を一きよに解決し、新しい町づくりにふさわしい施設と環境の整備をしようと試みた。しかし三十年に早くも暗礁に乗りあげてしまう。

昭和三十年度財政

昭和三十年度予算は、四月一日町長職務執行者によって専決され、合併初年度の事業計画を積み込んで、変則的であったが出発した。予算規模九、六八一万円にのぼる多額なものであった。しかしそれはやがて歳入の面で大幅に修正しなければならなくなる。歳入予算の四二パーセントを減額して五、

五八四万円に修正された。その主な原因は国庫支出金の六八パーセント減、県支出金の六七パーセント減、さらに町債の

昭和三十年度		昭和三十四年度	
土木費	単独	土木費	単独
川崎—松倉石川線測溝	一、二〇〇		二〇〇
町内放送設備費	一、五〇〇		五〇〇
御野立所公園化建設	三〇〇		五〇〇
合 計	三、〇〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇
土木費	単独	土木費	単独
東裏線巾員拡張及改修	一、〇〇〇		五〇〇
矢吹駅前道路舗装	一、五〇〇		七〇〇
阿由里川改修費	五、〇〇〇	一、五〇〇	二、〇〇〇
中学校屋内体操場新築	二、六〇〇	八〇〇	六〇〇
町内憩の家新築	一、〇〇〇		五〇〇
総合授産場新築	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大池公園建設費	一、〇〇〇		五〇〇
合 計	一五、二〇〇	三、三〇〇	五、六〇〇

第28表 昭和三十年当初予算と更正（歳入）

	当初予算額	更正額	予算額
町 税	二五、五二、一三七	五五、五〇〇	三八、〇七、六三七
地方交付税	一三、六六、〇〇〇	一、六六、〇〇〇	一四、三二、〇〇〇
臨時地方財政特別交付金	〇	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
公営企業及財産収入	七、〇九、九〇〇	△七、〇五、九〇〇	七四、〇〇〇
使用料及手数料	一、一〇、〇〇〇	八八、六九二	一、三六、六九二
国庫支出金	二〇、九六、三六六	△二四、四四六、三三三	六五、四七、〇三三
県支出金	三、四七、四三三	△二、二四、六三五	一、〇三、〇八八
宿 付 金	一〇〇、〇〇〇	八六、七〇〇	一三、三〇〇
繰 越 金	一	〇	一
雑 収 入	一、二五、八八七	△ 九三、三二六	一、三六、四九二
町 債	二四、一八、〇〇〇	△一〇、四六、〇〇〇	一三、七二、〇〇〇
分担金及負担金	〇	九九、五二〇	九九、五二〇
歳 入 合 計	六八、八九、五三三	△四〇、九六、九四四	五五、八四、〇八八

結果的には歳入総額の一〇パーセントの五〇四万余円の赤字決算となる

（『矢吹町史』4巻、
『資料編』61—57）

決算額をみると、役場費が二三・八パーセントでそのうち八〇パーセントが人件費で、二位が教育費二二・六パーセント、三位が諸支出金一八・五パーセントとなっている。諸支出金は合併時の諸経費などに多く費され過年度支出金が四四パーセントになっている。

合併により、〇から出発した新矢吹町は初年度にして町債三七〇万円、赤字五〇四万となってしまう。これは予期に反しての国庫支出金の減額と起債が認められなかったこと、不確定な財源の算出によるものであった。

起債が認められないなど重なったことであった（第28表）。予算査定段階での見込みちがいがあったにせよ、合併による国・県の支出金を期待して事業を予定した庁舎建築・道路改修・ロードローラ購入・コンクリート広場・公営住宅建築・患者輸送車購入・児童遊園地などを中止し、その他を縮少せざるをえなくなる。ここに合併促進期に、国・県がみせた合併によるビジョンと市町村や住民が期待した姿の差がはっきりあらわれてくる。

昭和三十年度決算書をみると、歳入は当初予算の五二パーセント、更正した歳入額の九〇パーセントにとどまり、歳出は当初予算の五七パーセント、更正額の九九パーセントとなり、

第二章 ゆたかな町づくりへの出発

第29表 昭和三十年年度決算書 歳入の部

区分	款 項	予算現額	調 定 額	収入済額	未収入額	予算現額に対する増減額	収 入		
							予算対	調定対	%
一般 会 計	①町 税	三六、〇四六、〇六七	三六、九七六、六七三	三三、八五八、八八三	七、一一七、七九	△ 三、一八〇、七四四	八七七	八三・三	四四・四
	②地方交付税	一四、三三三、〇〇〇	一四、三三三、〇〇〇	一四、三三三、〇〇〇	〇	〇	一〇〇	一〇〇	二九・九
	③臨時地方財政特別交付金	六二〇、〇〇〇	六二〇、〇〇〇	六二〇、〇〇〇	〇	〇	一〇〇	一〇〇	〇・九
	④公営企業収入及財産収入	七四七、〇〇〇	四四三、七七七	四四三、七七七	〇	△ 三〇、三三三	五八六	一〇〇	〇・九
	⑤使用料及手数料	一、〇八、七二二	一、〇六二、四六七	一、〇六二、四六七	〇	△ 二六、二九五	八七八	一〇〇	二・三
	⑥国庫支出金	六、五一、八七	五、四一、九六六	五、四一、九六六	〇	△ 一、〇九、九四四	七六四	一〇〇	一〇・三
	⑦県支出金	一、〇三、八六	七〇、四四四	七五、〇四四	〇	△ 三七、七二二	六八二	一〇〇	一・四
	⑧寄附金	二〇六、四〇〇	〇	〇	〇	△ 二〇六、七〇〇	〇	一〇〇	〇
	⑨繰越金	一	〇	〇	〇	△ 一	〇	一〇〇	〇
	⑩雑収入	一、一〇、六九	一、三三、四九九	一、三三、四九九	〇	一二五、九八八	一一〇	一〇〇	二・六
	⑪町債	三、七、〇〇〇	三、七、〇〇〇	三、七、〇〇〇	〇	〇	一〇〇	一〇〇	七・三
	⑫分担金及負担金	九、五二〇	九、一五〇	九、一五〇	〇	△ 三七〇	九九六	一〇〇	〇
歳入合計		五五、八四〇、八八八	五七、四八六、四四五	五〇、三三四、六五六	七、一一七、七九	△ 五、四六六、一五三	九〇・二	八七・六	一〇〇

第30表 昭和三十年度決算書 歳出の部

計 会 般		一		分 区				
款	項	予 算 額	支 出 備 費 額	予 算 現 額	支 出 済 額	不 用 額	予 算 額 に 対 する 支 出 %	歳 出 合 計 に 対 する 支 出 %
①議 會 費		二、一六八、四〇六	(△四三、八六一)	二、一六八、四〇六	二、〇〇四、八〇五	一〇三、六〇一	九五・二	三七・七
②役 場 費		一、三五〇、五五〇	一一五、九四四	一、三三、〇五五	一、三三、〇五五	〇	九七・七	三三・八
③消 防 費		一、四〇〇、〇三三		一、四〇〇、〇三三	一、三三、二九六	八七、〇七二	九三・七	二・四
④土 木 費		一、四八六、〇〇〇	(△四三、三六四)	一、〇三三、三六六	一、〇三三、三六六	〇	七三・二	一・九
⑤教 育 費		二、三六三、三五四	(△三六、四六六)	二、三六六、七九七	二、三六五、〇五三	六、一七四	九九・五	三・六
⑥社 會 及 勞 務 費		二、九八一、七六六	(△二九、〇六七)	三、一一〇、八六三	三、一一〇、八二三	〇	一〇四・三	五・六
⑦保 健 衛 生 費		一、〇九六、三〇五	(△三七、五八四)	八三三、四六一	八三三、四六一	〇	七四・八	一・四
⑧産 業 經 濟 費		三、八二二、六三五	(△三九、三八一)	三、五九二、四四四	三、五九二、四四四	〇	九三・三	六・三
⑨財 産 費		五八三、〇〇〇	一一、五四一	一四四、五三一	一四四、五三一	〇	二九・九	〇・三
⑩統 計 調 査 費		二五、六、二五〇	(△四九、八八〇)	二六六、二五〇	三三、四七〇	〇	八七・五	〇・四
⑪選 挙 費		六三三、二六九	三八、七三五	六六六、九九四	六七、八九三	四四、一〇一	九七・五	一・一
⑫公 億 費		一、五九二、一四五	三〇三、九七一	一、七四二、三四二	一、七四二、三四二	〇	一二・二	三・〇
⑬諸 支 出 金		八、三〇〇、八六七	九五、六五一	一〇、三三三、四三七	一〇、三三三、九七四	九四、四三三	一二・六	一八・五
⑭予 備 費		七三三、七七七	△七三、七七七	〇	〇	〇	〇	〇
⑮繰 上 充 用 金		四、七七七、四八一		四、七七七、四八一	四、七七七、四八一		一〇〇・〇	九・〇
歳 出 合 計		五、八四〇、八〇八	〇	五、八四〇、八〇八	五、八四一、九五七	四三三、八五一	九七・〇	一一・〇

(二) 矢吹町の建設計画

財政再建

昭和三十年（一九五五）合併初年度の決算は前述のように八七四万円の赤字をかかえることになる（町債三七〇万、支出不足額五〇四万）。町村合併が地方行政の合理化、行政の能率向上に寄与するものであるとして促進されたが、一方財政規模の増大による支出の増加は財政危機を深め赤字地方団体をふやした（福島県内の赤字団体は七九市町村）。これは町村合併が弱い地方公共団体の財政に過重な負担をかける結果となり、合併前の助成金や補助金などの国の財源措置の不足によるもので野木町政の失政によるものではない。

昭和三十年三月「地方財政再建促進特別措置法」が成立し、地方財政の赤字再建をはかろうとするものである。この法律は、赤字になった団体が行政規模の合理化・事業の縮小・起債の制限などによって経費の節減をはかり、地方税の増収・使用料・手数料の引上げなどの収入の増加によって、約七カ年以内に歳出入のバランスを回復する財政再建基本方針を作り、自治庁長官に提出する。これが承認された場合、財政再建債の発行が許可され、国が再建債の利子の一部を補給するというものであった。政府はこれによって、赤字を地方団体の事業縮小や行政の合理化によって切り抜けようとした。財源不足に対する措置は講ぜられなかったばかりでなく、その期間内の行・財政については一切国・県の監督・許可の下におき、政府は中央権力の強制力を強めることにより地方財政の赤字を切り抜け、地方行政をコントロールしようとした。

この法律とならんで地方自治法改正案が特別国会に提出された。この内容は主として地方議会の権限の制限と、中央支配の拡大をはかろうとするものであった。これに対しては、中央集権化を意図するものとして、全国市議会議長会（五月）・全国町村議会議長会（五月）・全国都道府県議会議長会（六月）が反対意見を発表し、反対運動が展開され、同年八月に審議未了で廃案となっている。

しかし、このような動きは、すでに昭和二十九年ころからみられ、政府が地方行政に指導・許可・監督権を強化

し、地方自治に対して政府権力の支配を拡大する方向がとられてきていた。「地方財政再建促進特別措置法」による再建計画は必然的に政府の支配を受ける結果になり、その後さらに強められる。

戦後確立されようとした地方自治は、十年目にして、伸長する方向でなく、再び国家の支配下に組み入れる方向に動きだすのである。「もはや戦後ではない」(『経済白書』)ともいったが「逆コース」ということばも盛んにマスコミに登場する。

昭和三十年年度決算で赤字団体となった矢吹町は、三十一年六月三十日自治庁長官に対して「財政再建再建計画 計画承認申請書」を提出することを議決した。

財政再建計画書によると、その基本方針は再建期間を昭和三十一年度から三十三年度までの三年間とし、その内容は (一)行政規模の合理化 (二)組織の簡素・合理化 (三)職員配置の合理化 (四)事務処理の能率化 (五)予算執行の合理化をあげ、歳出の抑制・節減・歳入の増大のための計画を具体的に述べている。その主なものは、

- (一) 人件費の抑制・節減
役場支所を廃止して出張所とする。職員の給与単価の引下げと減員。超過勤務手当の廃止。農業委員会の統合による減員。消防団員の減員。
- (二) 物件費の抑制・節減
物件費一割節減。補助金、負担金の節減と廃止。
- (三) 投資的経費の抑制・節減
すべて一般財源の範囲内において計画する。
- (四) 歳入の増収・確保
的確な課税。徴収費の節減をはかりながら町税の徴収の計画化をはかる。滞納を整理する。手数料、使用料は最高限度額を徴収する(『矢吹町史』4巻)。
(資料編Ⅲ6—58)

などで、この方針にもとづいて再建債の許可申請をおこない、六〇〇万円の起債をして三十年度の赤字を解消し、三十三年度までに起債を償還し、健全財政にするための努力が続けられた。漫延化しつつあった町民税の遅滞納の解消なども

精力的にすすめられ、督促に特別班を組織して当たるなどし、また今まで執行しなかった強制執行などもおこなった。

この財政再建計画によって町村合併による「新町建設計画」は棚上げの状態となり、一時新規事業はストップした状態におかれ、合併によって描いていた町民の町づくりの夢はしばらくはぼうぼうでしよう。

財政再建計画は予定の三年を待たず、町民の忍耐と行政の努力によって一年短縮することになり、三十二年十一月に指定が解除された。

新町建設 基本計画

政府は、昭和三十一年六月「新市町村建設促進法」を施行した。この法律は、町村合併をおこなった市町村が新市町村建設計画を策定し、それぞれその実施を促進してきたが、「新市町村として一体的な立場からの再検討」「市町村の財政力に相応して適確でない」などから再検討・調整・変更を求めたものであった。合併前に県・国が承認した合併計画による町村建設計画は、町村にとってはいわばお墨付を得たようなもので、国・県も援助して当然実施されるものと町民は考えていた。ところが三十年の「地方財政再建団体指定」とあいまって当初の思惑とはまったく別の方向に進んでしまうのである。

昭和三十三年矢吹町は「矢吹町建設審議会」を条例化して設置（『矢吹町史』4巻、資料編Ⅲ6―165）し、昭和三十三年建全財政に立ちもどり、ようやく新町建設の計画に入る。

この計画は、昭和三十年代における経済の高度成長の開花期であり、日本経済にとっても一つのピークとなっている時期につくられた。

昭和三十四年は「岩戸景気」といわれ「神武景気」（三十年～三十二年）を上まわる好景気で、資本投下と消費をあおった時でもあった。

新市町村建設計画は、昭和三十四年に策定され、その基本計画は農業・商工業・交通・通信・教育文化・保健衛生・消防・社会福祉・公営企業など全般にわたるもので（『矢吹町史』4巻、資料編Ⅲ6―166）、三十四年四月一日から四十三年三月三十一日まで十年計画でその内容はぼう大なもので総花的であった。そして三十九年三月三十一日までの五十年間の実施計画が作製さ

れた。

この内容の主となるものは、工場誘致による二・三男対策、家畜・機械導入による農業振興、土地利用の高度化、道路と通信網の拡充、統合中学校の建設、行政機構の合理化と納税意欲の向上などをあげ、特に三十九年度に統合中学校を建設する計画を明らかにしている。

この計画は各年次の中に組み込まれて実施されることになるが、経済情勢の変化や国策の変化、財源難などにより計画通りには進行しなかった。

昭和三十五年、「日米新安全保障条約」の調印をめぐって騒然とし、いわゆる「六〇年安保闘争」の中で総辞職した岸内閣にかわって大蔵官僚出身の池田首相は「国民所得倍增計画」を閣議決定し(十二月)国民に豊かな未来を期待させるムードをつくった。しかし一方では、農・工の所得格差、地域による地域格差などが増大し「豊かな貧乏」が問題化する。

昭和三十六年「低開発地域工業開発促進法」が制定され、低開発地域のうちで、開発効果が比較的高く、周辺への波及効果の期待できる地域を開発区として指定し、税制上の優遇措置をした。これは農村地域の工業化であった。昭和三十七年九月、県内四地区の中に白河工業地区が指定され(白河市・西郷村・泉崎村・矢吹町)、矢吹町では工場誘致委員会が設置されるなど工場誘致が本格化する(昭和三十八年)。一方三十六年には農業基本法が制定され、農業構造の抜本的改革をめざすことになる(別項)。

昭和三十七年には「全国総合開発計画」が策定され、産業構造全般にわたってのいわゆる「構造化」が企図される。この内容は、いわゆる「拠点開発構想」ともいうべきで、その具体化は、「新産業都市」「工業整備特別地域」(昭和三十八年)として、新しい工業地帯がその拠点として指定され建設されていくことになる。

このように、昭和三十五年から、三十八年にかけての政府の政策は「矢吹町新町建設計画」を反故同然にしてしまう。



竹工芸品授産場落成

(三) 福祉の町矢吹

福祉の町

合併した新矢吹町は（初代町長野木忠房）当初から財政難にみまわれ「新町建設計画」も予定通りには進行しなかった。そればかりか三十年代決算は赤字となり、三十一年度から翌年までは「財政再建団体」となり、健全財政への苦難が続いた（前述）。国内の経済も不安定で、昭和二十五年（一九五〇）朝鮮戦争による特需景気で経済の復興を思わせたが、その持続に苦慮した。経済自立計画（昭和二十六年・三十年）をたて「もはや戦後ではない」（昭和三十一年経済白書・流行語となる）といわしめたが、景気は回復せず「なべ底景気」（昭和三十二年・三十三年）といわれ低迷を続けた。

このような状況の中で矢吹町は、社会福祉法・児童福祉法などによってようやく国や県が整備に着手しだした諸施設を誘致して設置することを計画した。これは恵まれた自然の多い矢吹町が好条件の環境であったことと、企業・施設などなかった町に施設を設置することによって町の繁栄が予想されたことなどによるものであろう。「福祉の時代」の先取りでもあった。

町は、公共の社会福祉施設の設置を積極的にすすめていった。すでに矢吹町竹工芸品授産所（昭和二十五年）、矢吹町母子寮（昭和二十八年）があり、昭和三十年福島県後保護指導所・福島県立矢吹精神病院（昭和三十年）、矢吹町竹工芸授産所の移転新築（昭和三十一年）、これと関連して町立矢吹救護院天風寮（昭和三十六年）・福島県矢吹更生寮（昭和三十七年）などが設置された。人々は「福祉



風景作業場授産芸工竹

の町矢吹」というようになり近隣では異彩の町づくりが進められていった。次にこれらの施設について簡単にふれておく。

授産場と母子寮 授産場は、敗戦前までの報徳館（昭和十五年設置授産場の業務）を改組して昭和二十五年（一九五〇）に民生事業育

成会を組織し、戦後間もない時期に生活困貧者や手職を持たない人々のために開設された（西側七七番地）。矢吹町には竹林が多く、それを材料とした竹工芸品（もやし籠など）をつくる竹工芸品授産場として再出発した。その後社会福祉協議会が結成され（昭和二十八年）移管となったが事業は続けられた。

授産場は昭和三十一年三月に善郷内に移転され、四十二年には竹製品が必要が減少して販路がなくなっていたため、四十三年四月より縫製作業に切り替えられ白衣などの縫製をおこなっている。昭和五十四年一月社会福祉法人矢吹町授産所として独立し、現在は身体障害者・精神障害者などの働く権利を保障し、援護更生機関としてその役割を果たしている。

母子寮は、昭和二十八年に母子家庭の福祉施設として設立された。戦後の激動の中で働き手を失った母子家庭の生活は容易ではなかった。住宅がないこれらの人々にとって母子寮の設置は福音であった。開設当初は大部分が戦争未亡人や戦災者、一家離散の人々などいわば戦争犠牲者であった。貧困と戦い、孤独に耐えながら子どもを育てた人々であった。これらの人々の多くは授産場などで働きながらたくましく生きた。

昭和四十七年母子寮の二十周年記念式典がおこなわれたが、それまでの在寮者数五三世帯一六八名で、苦難の時代をおえ安定した生活を送っているという（『矢吹町史』¹巻資料編Ⅲ6―五二七）。その後入寮者は減少したが母子家庭の援護施設としてその機能を果たしている。



落成寮母子

白 梅 荘

戦後の食糧事情の悪化と、環境の悪化・医療体制の不備は結核患者を蔓延させた。これら結核回復者に対する医療管理と長期療養者の職業訓練をおこない社会復帰を容易にするため、県は昭和三十年（一九五五）九月福島県後保護指導所（アフターケア）を中畑・三枚発田地内に開設した。

ここでは、日常生活指導と洋服洋裁・騰写筆耕・電気機器ラジオ・竹工芸などの職業指導訓練をおこなった。

しかし社会が安定し、医療機関が発達すると結核患者も減少し、その役割もなくなってきた。昭和四十八年五月福島県

社会福祉事業団に移管され、社会福祉法人福島県白梅荘となり、現在では精神薄弱児更生施設に改編され工作科・園芸科・縫製科を置いている。

天 風 寮

昭和三十五年（一九六〇）緊急救護施設として町は、県立矢吹精神病院の隣接地に矢吹救護院を設置することを

議決した。翌三十六年町立矢吹救護院天風寮として発足（初代院長熊倉秀恵）し、生活保護法にもとづく一八歳以上の精神薄弱者を収容して更生を援助する事業をはじめた。以来薄幸の人々の更生援助機関としてその役割をはたしてきた。昭和四十九年同施設は町営から移管して社会福祉法人となった（理事長仲西藤次・院長石田豊秋）。

更 生 寮

昭和三十七年（一九六二）県立矢吹精神病院地内に福島県矢吹更生寮が設置され、精神薄弱者福祉法による満一五歳以上の精神薄弱者を対象として、将来社会活動に参加可能と認められる者を収容し、社会的自立更生を援助する施設として設置された。

昭和四十二年福島県社会福祉事業団へ移管され社会福祉法人となった。

（藤田 正雄）